

## 「島根県庁黒田庁舎」自動販売機設置事業者募集要項

島根県総務部管財課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

### 1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（3）から（6）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

（1）島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

（2）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないこと。

（4）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。

（5）自動販売機設置業務について2年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）

（6）法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

### 3 公募を行う事項等

#### （1）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

#### （2）貸付場所及び面積等

次の施設の物件について公募を実施する。

【施設名】 黒田庁舎

【所在地】 松江市黒田町488-2

物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
			幅	奥行	回収箱 面積		
1	1階守衛室横	1.66㎡	1.25m	0.90m	0.54㎡	飲料（缶、PET等）	①

※ 貸付面積には、放熱余地・転倒防止器具等・回収ボックス設置部分を含む。

#### （3）貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

#### （4）販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

#### （5）貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

#### （6）その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

#### 4 応募申込手続

##### (1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込(見積)書	○	○	○	第1号
委任状(注1)	△		△	第2号
登記事項証明書(現在事項全部証明書)(注2)(注3)	○			
住民票の写し(注2)		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書(注2)	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(注2)	○	○		
設置する自動販売機の概要書(注4)	○	○	○	第4号

(注1) 代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

(注2) 発行後3ヶ月以内のものに限る。

(注3) 代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

(注4) 自動販売機のカタログ又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

##### (2) 提出方法

提出期間内に(1)に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県庁黒田庁舎自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

##### (3) 提出先

島根県総務部管財課 未利用財産活用スタッフ

(〒690-8501 松江市殿町1番地) 電話：0852-22-5048

##### (4) 提出期間

公告の日から令和7年1月23日(木)まで

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に受付。)

##### (5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない額(税抜価格)を記載すること。

#### 5 見積合わせ

(1) 物件番号1について、見積合わせを行う。

(2) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

## 6 設置事業者の決定

- (1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価格をもって応募した者を設置事業者とする。
- (2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事業者を決定する。このうち、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。
- (3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。
  - ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
  - ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
  - ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき

## 7 契約の締結

- (1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税は、貸付料(税抜)の合計額に税率を乗じて算出するものとする。
- (3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

## 8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込(見積)価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類(許可証の写しなど)を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面(任意様式)により、令和7年1月10日(金)17時までに、島根県総務部管財課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月14日(木)までに島根県総務部管財課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。
  - ① 施設の利用可能日数 約243日/年
  - ② 前年度までの販売実績(数量)  
新設の施設であるため、実績なし
  - ③ その他  
庁舎内に公募を行わない自動販売機なし

## 県有財産有償貸付契約書

貸付人 島根県（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が、県有財産であることを常に考慮し適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は次のとおりとする。

施設名	所在地	区分	貸付場所	面積
		建物		

（使用目的）

第3条 借受人は、貸付物件を第4条に定める期間中、自動販売機の設置場所（以下「指定用途」という。）に自ら供しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「自動販売機の規格及び遵守事項等」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間満了時において契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付物件の貸付料は、年額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）とする。

2 借受人は、第1項の貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

（必要経費の支払）

第7条 自動販売機の設置運営に必要となる電気料金等の必要経費については、借受人が負担するものとする。

2 借受人は、第1項の必要経費を、貸付人が指示する方法により指定された期日までに納

付しなければならない。

(遅延利息)

第8条 借受人は、正当な理由によらないで貸付料及び必要経費を指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年2.5パーセントで計算して得た金額に相当する遅延利息を貸付人に支払わなければならない。

ただし「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率」により支払わなければならない。

(貸付料の改定)

第9条 貸付人は、消費税及び地方消費税について税率が変更された場合又は貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになった場合は、貸付料の増額を請求することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸付物件の使用権を譲渡し若しくは転貸してはならない。

(物件の保全義務等)

第11条 借受人は、貸付物件を善良なる管理者の注意を持って維持しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に報告しなければならない。

(修繕義務)

第12条 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良、その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(費用負担)

第13条 自動販売機(電気、水道の子メーターを含む。)の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。

(使用上の損傷等)

第14条 借受人は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損した場合において、貸付人が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第15条 貸付人は、貸付物件について随時その使用を調査し、又は借受人に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、前項の規定による貸付人の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告を怠ってはならない。

3 貸付人は、第1項の規定により借受人から貸付物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、貸付期間の満了又はこの契約解除により実施する公募において、この売上実績を公表することができる。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として貸付人に支払わなければならない。

(1) 第15条に定める義務に違反した場合

貸付料の10パーセントに相当する額

(2) 第3条第1項、同条第2項又は第10条に違反した場合

貸付料の30パーセントに相当する額

2 前項に定める違約金等は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 借受人が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合に、貸付人が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、借受人がそれを是正しないとき

(2) 貸付人が、貸付物件を県又は公共団体において公共用、公用又は県の事業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたとき

(3) 借受人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(原状回復)

第18条 借受人は、第4条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間の最後の日までに、前条の規定により契約の解除があったときは貸付人の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付物件を現状において返還することを貸付人が認めるときは、この限りではない。

(損害賠償等)

第19条 借受人は、本契約に定める義務に違反したため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、本契約が終了したとき又は、第17条の規定により本契約を解除されたことによって貸付物件を返還する場合において、前条の規定に違反したときは、指定した日の

翌日から貸付物件が返還された日までの期間について、当該物件の損害金として、貸付人の定める基準により算定した貸付料の2倍に相当する額を貸付人に支払わなければならない。

(責任の負担)

第20条 貸付人は、貸付物件における火災、風災害、事故その他一切の原因による借受人の損害につき賠償義務を負わないものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第21条 借受人は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、借受人の負担において賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了し、又は第17条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、借受人が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定等)

第24条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人と借受人とが協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴の管轄は、貸付物件の所在地を管轄区域とする松江地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人及び借受人の両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸付人 島根県松江市殿町1番地  
島根県  
島根県知事 丸山 達也  
借受人

(別紙)

## 自動販売機の規格及び遵守事項等

### 1 自動販売機の規格

#### (1) 大きさ

契約書第2条記載の物件の条件に合致するものとし、放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置に必要な面積は、貸付面積に含むものとする。

#### (2) デザイン等

周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

#### (3) 環境対策

##### ①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

##### ②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

### 2 遵守事項

#### (1) 安全対策

##### ①転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機—据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

##### ②食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

##### ③防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

#### (2) 自動販売機の管理運営

①商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、借受人の責任において対応すること。

③専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、借受人の責任で回収・処分すること。

空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、貸付人(指定管理施設にあっては指定管理者)の指示に従うこと。

#### (3) 販売実績の報告

設置した自動販売機の年間の販売実績(本数等)を貸付人に報告すること。